

地第344号
平成30年 3 月28日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

山岳遭難防止対策及び山岳遭難救助活動の推進について（通達）

見出しのことについては、「山岳遭難防止対策及び山岳遭難救助活動の推進について」（平成23年 3 月11日付け地第109号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、このたび、岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令（平成17年岐阜県警察訓令第 3 号）の一部改正に伴い、新たに下記のとおり定め、平成30年 4 月 1 日から施行することとしたので、山岳遭難防止対策及び山岳遭難救助活動の安全かつ的確な実施に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 山岳遭難防止対策及び山岳遭難救助活動の重要性

近年の登山実態をみると、ロック・クライミングや雪山登山等の本格的な登山から、都市近郊の山での軽登山や山菜採り目的の登山など形態や目的が多様化しており、年齢層も、若年者から高齢者まで幅広い層にわたっている。このため、山岳遭難の態様も多様化し、初心者や中高年登山者が疲労や転倒などを原因として行動不能に陥り、携帯電話等により救助要請を求める事例も増加している。

これらの山岳遭難は、登山シーズンを問わず、県下のあらゆる山岳において発生することが予想されることから、山岳遭難防止対策を一層推進するとともに、安全かつ的確な山岳遭難救助活動に努めることが重要である。

第2 山岳遭難防止対策

1 実態把握の徹底

山岳（山域）を管轄する警察署にあっては、平素から、関係自治体、山岳遭難防止対策協議会、山岳関係団体、民間救助隊等（以下「関係機関等」という。）との連携を強化し、次に掲げる事項の把握に努めること。

- (1) 登山者の実態（年齢別、男女別、目的別登山者数及びパーティー数等）
- (2) 登山道及び危険箇所並びに山小屋、避難小屋等の実態
- (3) 案内標識、危険箇所標識、登山届提出ボックス等の設置状況
- (4) 山岳遭難の発生状況

2 登山道、山岳遭難防止施設等の点検整備

各登山シーズンごとに、関係機関等の協力を得て、登山道及び危険箇所並びに案内標識、危険箇所標識、登山届提出ボックス等の山岳遭難防止施設の点検整備に努めるとともに、必要な山岳遭難防止施設等の拡充に努めること。

3 広報啓発活動及び山岳関連情報の提供

(1) 広報啓発活動の実施

ア 登山者に対する山岳関連情報等の提供

山岳地域を有する所属はもちろんのこと、山岳地域を有しない所属にあって、登山者を安全に送り出すという意識の下、山岳に係る気象情報、危険箇所

情報等の山岳関連情報を収集し、次に掲げる方法等により、登山者に対して、山岳遭難防止のために必要な情報提供を行うこと。

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の積極的な活用
- (イ) インターネットによる情報発信
- (ウ) 有線放送、同報無線、広報紙等による広報依頼
- (エ) 駅、観光案内所、入山口等における情報の掲示
- (オ) 旅行業者及び登山用品販売所による呼びかけ広報の依頼
- (カ) 交番・駐在所ミニ広報紙の作成及び配布

イ 中高年登山者を中心とした広報啓発活動の推進

近年、特に中高年登山者が激増し、中高年登山者による山岳遭難が増加傾向にあることから、中高年登山者を対象とした効果的な広報啓発活動の推進に努めるとともに、中高年登山者を中心とした「安全登山」の呼びかけ等安全登山意識の向上に努めること。

(2) 安全登山の指導

市町村、地元山岳会等と連携した「登山講習会」の開催等、安全登山の指導に努めるほか、各登山シーズンには、登山指導センター、登山者が集中する登山道入口等において、登山者に対し、次に掲げる事項を指導すること。

- ア 携帯電話等の通話手段の確保
- イ 登山道、危険箇所、山小屋、避難小屋等の教示
- ウ 安全登山に必要な服装や装備品等の携行
- エ その他安全登山に関する事項

(3) 登山届の提出指導

関係機関等と連携の上、登山道入口等において登山届を提出するための「登山ポスト」の設置等、登山者が登山届を提出しやすい環境を整備するとともに、安全登山の指導及び遭難時の早期救助のため、登山届を警察、所属山岳会等へ提出するよう指導に努めること。また、登山者に対し、その家族、知人等にも登山日程を周知させるよう指導すること。

4 山岳警備活動の実施

登山者が多数訪れる山域を管轄する警察署にあっては、登山者の安全確保と山岳遭難発生時における迅速かつ的確な山岳遭難救助活動に資するため、管内の実情に応じて山岳パトロール等の山岳警備活動を実施すること。

第3 山岳遭難救助活動

1 山岳遭難認知時の措置

(1) 山岳遭難発生報告

山岳遭難の発生を認知したときは、山岳遭難発生報告（別記様式1）により地域部地域課長（以下「本部地域課長」という。）を経て、速やかに岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。

(2) 関係者への通報と情報の収集

遭難者の家族、遭難者が所属する山岳会等（以下「家族等」という。）が判明している場合は、通報連絡責任者を指定するなど窓口の一本化を図り、適切な通報連絡に努めるとともに、家族等から救助活動に必要な情報の収集に努めること。

(3) 関係機関への通報と協力要請

山岳遭難発生報告を受理した本部地域課長は、遭難の状況等を勘案し必要と認めるときは、岐阜県山岳連盟等関係機関へ通報し、救助活動等に対する協力要請を行うこと。

2 適切な山岳遭難救助活動

(1) 岐阜県警察山岳警備隊の出動要請

山岳遭難の発生地を管轄する警察署長は、山岳遭難の発生場所、気象状況、遭難者の状況等を判断し、岐阜県警察山岳警備隊（以下「山岳警備隊」という。）による山岳遭難救助活動を必要と認めるときは、本部地域課長を経て本部長に出動要請すること。

(2) 山岳警備隊の出動

山岳警備隊は、次に掲げる要請等があった場合、本部長の命により出動する。

- ア 警察署長から出動要請があった場合
- イ 他の都道府県公安委員会から応援要請があった場合
- ウ その他本部長が必要と認めた場合

(3) 山岳遭難救助活動の指揮

山岳警備隊を含む山岳遭難救助活動に従事する者に対する指揮は、山岳遭難の発生地を管轄する警察署長が行う。

(4) 山岳遭難救助活動に当たっての留意事項

ア 山岳遭難救助活動に伴う事故の防止

山岳遭難救助活動に出動するときは、個々の事案ごとに遭難者の状態、遭難現場の状況、気象状況等を勘案し、山岳遭難救助活動に従事する者の人選、人数、携行する装備資機材のほか、安全な登山ルートを選定するなどの救出計画を策定し、二重遭難の防止に万全を期すること。

イ 岐阜県警察航空隊との連携

山岳遭難救助活動には、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、岐阜県警察航空隊との緊密な連携を図るとともに、出動要請を行う場合は、遭難者の状態、遭難現場の状況、気象状況等について、できる限り詳細な情報を収集しその報告に努めること。

ウ 通信担当者の指定と報告

山岳遭難救助活動に出動する場合は、あらかじめ山岳遭難救助活動に従事する者の中から通信担当者を指定し、確実な定時連絡のほか、刻々と変化する気象状況及び遭難現場の状況を逐次報告させること。

エ 民間救助隊の出動要請

家族等から民間救助隊の出動についての依頼があった場合は、費用その他出動に関する必要な説明を行い、出動要請を行うこと。

※別記様式省略